

特別定額給付金（仮称）事業等について

令和 2 年 4 月 20 日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました。感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした、「特別定額給付金（仮称）事業」の実施が予定されていますので、その概要等をお知らせいたします。

<特別定額給付金（仮称）事業の概要>

- ・基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付。
- ・申請は、世帯主が市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。
- ・受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内。

※上記は現時点における検討状況を示したものであり、変更もあります。

※本給付金の実施にあたっては、令和 2 年度補正予算案の成立が前提となります。

※本給付金は、外国籍を含めて、4 月 27 日時点で住民基本台帳に登録されている人が対象となります。

- ・特別定額給付（仮称）事業（案）の概要については以下の URL をご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo

- ・住民票を実家か下宿先へ移動している場合

大学近くのマンション・アパート・学生寮などの下宿先に住民票を移している学生は、1 人暮らしの「世帯主」になっていまして、郵送でのやりとりの場合は、下宿先の郵便受けに申請書が届く予定になっています。

ところが、新型コロナウイルスの影響で現在実家に戻っている学生は、各自自治体から送られてくる申請書が下宿先に届いてしまうこととなります。都道府県を超えて郵便物を取りに戻ることも「非常事態宣言」下では避けたいところです。大学近くの下宿先に住民票を移している学生で実家に戻っていて郵便物を確認できない学生は日本郵政の「e 転居」で転送手続き「郵便転送処理」をすることをお勧めします。

- ・日本郵政「e 転居」（無料）サービス

<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

※上記のサイトから転居届を提出することができます

総務省は「（日本郵政への）転送処理をしたうえで、郵送が始まった段階で下宿先の自治体の担当窓口にも『実家に身を移しているため転送処理をしている』と伝えると確実」とのことです。

- ・総務省サイト「特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

<給付金を装った詐欺等について>

給付金を装った詐欺等の発生も想定されますが、市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは絶対にありませんので、注意してください。

- ・特別定額給付金詐欺被害防止ポスター

https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf

<その他活用可能な制度等>

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた学生等や保護者が活用しうる制度として、高等教育の修学支援新制度や、日本学生支援機構の貸与奨学金以外にも、以下の制度等があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の拡大について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

- ・雇用調整助成金の特例処置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特別処置を講じています。